

令和4年度ウッドチェンジ推進事業（うち優良木造・木質化建築物等の普及啓発）の企画・運営等に係る業務の受託候補者選定審査基準

本審査基準は、提出された企画提案書等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

1 選定者

京都市の職員により構成する「令和4年度ウッドチェンジ推進事業（うち優良木造・木質化建築物等の普及啓発）の企画・運営等に係る業務の受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価し、受託候補者を選定する。

2 選定方法

選定委員会において、別表に掲げる評価項目について採点し、提案の順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

ただし、選定委員会による採点が60点を満たす応募者がいない場合、また、全ての応募者が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合は、受託候補者を選定しないことがある。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

3 評価項目及び配点

評価項目及び配点については、別表のとおりとする。

4 失格の条件

以下に掲げる場合は、無条件で失格とする。

- (1) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 受託希望金額が契約金額の上限を超えている場合
- (3) 提案書等に必要な項目が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合

別表 評価項目及び配点

項目	評価内容	評価	配点
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施に必要な人員及び体制が整っているか。 ・人員には十分な経験と能力が備わっているか。 ・業務実施に対し適切なスケジュールが計画されているか。 	ア 極めて優れている 20 イ 優れている 16 ウ 普通 12 エ やや劣っている 8 オ 劣っている 4	20
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・本店又は支店が京都市内にあるか。 	ある 10 ない 0	10
企画提案書	選定に係る企画運営 <ul style="list-style-type: none"> ・優良な事例の応募を見込むことができる内容となっているか。 ・多数の市民の投票が見込める内容となっているか。 	ア 極めて優れている 15 イ 優れている 12 ウ 普通 9 エ やや劣っている 6 オ 劣っている 3	15
	シンポジウム等の企画運営 <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用の機運を醸成し、木材利用を促進することに繋がる内容となっているか。 ・多数の参加が見込める提案となっているか。 	ア 極めて優れている 15 イ 優れている 12 ウ 普通 9 エ やや劣っている 6 オ 劣っている 3	15
	事例集の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用の魅力が的確に伝わるような内容となっているか。 ・創意工夫など独自性がある提案がされているか。 	ア 極めて優れている 15 イ 優れている 12 ウ 普通 9 エ やや劣っている 6 オ 劣っている 3	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の業務実績が豊富で、ノウハウの蓄積があるか。 ・類似の業務において優れた成果を残しているか。 	ア 5件以上 20 イ 4件 16 ウ 3件 12 エ 2件 8 オ 0～1件 4	20
受託希望金額	<ul style="list-style-type: none"> ・受託希望金額の高低。 ・見積金額は提案内容の実施に相当であるか。 	※1	10
合計			100

※1 受託希望金額の評価は以下のとおり定める。

- (ア) 優れている（10点）：予定価格の85%未満の提案
- (イ) やや優れている（8点）：予定価格の85%以上～90%未満の提案
- (ウ) 普通である（6点）：予定価格の90%以上～95%未満の提案
- (エ) やや劣っている（4点）：予定価格の95%以上～99%未満の提案
- (オ) 劣っている（2点）：予定価格の99パーセント以上の提案